

令和3年度 通常総会

サテライト石狩に係る教育関係者連絡協議会

総 会 次 第

1. 協議事項

- (1) サテライト石狩における令和2年度での各種対策事項
について・・・別紙①
- (2) サテライト石狩における新型コロナウイルス感染拡大
防止対策等について・・・別紙②
- (3) サテライト石狩教育関係者連絡協議会総会の休止につ
いて・・・別紙③

2. その他

- (1) サテライト石狩における令和3年度下期の開催日程
・・・別紙④

令和２年度における各種対策事項について

1. 駐車場対策について
2. 教育、青少年非行防止対策について
3. 防犯対策について
4. 交通対策について
5. 環境美化対策について
6. 地元対策について

■ はじめに

「サテライト石狩」に来場する客層の多くは中高年の方が占めていますが、ここ最近は、カップルや子供連れのファミリー、若い女性グループも一定割合を占めるようになってきています。

開催時においては、整然とした車券購入やそれぞれで楽しむ光景も見られ、「サテライト石狩」の内外環境は、来場者共々良い状況にあると考えています。

1. 駐車場対策について

駐車場の許容量を超える来場者があった日はなく、駐車場不足や近隣での路上駐車による迷惑行為は特にありませんでした。

2. 教育、青少年非行防止対策について

【実態把握】

日常業務を通じ、青少年、特に学生、生徒の出入りや車券の購入等がないかどうか監視又は実態の把握に努めています。

【警察署との連携】

所轄の警察署との情報交換や、警察官の巡視を要請するなど、少年の立ち入り防止のために関係機関と連携を図っています。

【通報連絡体制の確立】

少年に関わる事件等が発生した場合は、迅速かつ適切に対処するため、警察をはじめ、関係機関への情報提供、連絡体制の確立を図ることとしています。

3. 防犯対策について

(1) 開催時における防犯

「サテライト石狩」は、オープン以来、犯罪事案はありませんが、不特定多数の人が利用する施設であることを常に念頭に置き、今後とも治安の維持、安全・安心して利用できる施設とするべく、引き続き監視、警戒を続けるとともに次のような対策を講じます。

- ① 置引き、スリ等に対する警戒を行います。特にバッグ等を置いたまま「車券購入」する来場者も見受けられることから、注意喚起をするとともに、監視の強化を図ります。
- ② 車券発売所付近では、釣銭の取り忘れや、落とし物の届出がよくあることから、遺失物及び拾得物等の管理体制を整えています。
- ③ 不審者が来場した際には、警備員のほか、職員により「声掛け」を行うなど、行動に注意しながら警戒、観察するとともに、所轄の警察署と連携を図りながら対処することとします。
- ④ 場内への酒類の持ち込みは禁止としていることから、入り口にその旨を表示するとともに、持ち込みを発見した場合には口頭によって注意し、再発の防止に取り組んでいます。
- ⑤ 現在は、犯罪発生やそれらの要因となる事案はありませんが、事故や事件はいつどのような形で起こるか予想できないこともあることから、日頃から警戒、監視をするとともに、職員に対して必要な指導を行います。

(2) 非開催日における防犯

非開催日は、機械警備のほか、警備員1名を常駐（9：00～18：00）させ、場内外の警備に当たっています。

（３）暴力団対策（のみ行為を含む）

【情報収集】

来場者の中に、暴力団関係者と思われる者がいないかどうか監視又は実態の把握に努めています。

【警察署との連携】

所轄警察署の暴力団担当課との情報交換や連絡体制を整えるなど、連携に努めています。

【警察官（暴力団担当者）の立入り要請】

所轄の警察署に暴力団担当警察官の立入りを要請し、暴力団関係者の出入りの実態や人的特定等を行い、犯罪等の未然防止に取り組んでいます。

【他場警備担当者との情報交換】

他場の警備担当者と情報交換を行い、暴力団関係者の把握や不法行為の実態等の把握に努めています。

【資料化】

警備員による日常業務を通じての情報収集や他場の警備担当者からの情報、所轄警察署の暴力団担当課等からの情報等に基づき、暴力団員や不法行為等の資料化を図っています。

【警備員に対する指導】

警備員に対しては、警備上での不法行為の見極めや、不審者や不法行為等を発見した場合の報告又は連絡等について指導の徹底を図っています。

【事案発生時の措置】

事件や事故等が発生した場合に、迅速かつ適切に対処するため、警察をはじめ、関係機関への情報提供、連絡体制の確立を図ることとしています。

4. 交通対策について

【サテライト周辺の交通状況】

「サテライト石狩」の周辺には道道石狩手稲線、国道337号といった交通量の多い幹線道路がありますが、現状において来場者の車両等が、周辺の交通環境に大きな変化を及ぼしたり、事故や渋滞、危険運転等を誘発するような状況は発生しておらず、また周辺住民の方からの苦情等也没有ありません。

【警備対策】

道道石狩手稲線の花川小学校前交差点の警備員の配置については、当面の間、警備員を配置しないこととしていますが、今後入場者の増加に伴い交通量に変化が生じた場合については警備員を配置することとします。

※周辺の主要な交差点及び通学の用に供されている道路に警備員を適切に配置するなど交通事故及び近隣住宅地への来客者車両の進入の防止に努めるものとする。

5. 環境美化対策について

【衛生及び清掃関係】

「外れ車券」を散らかすような来場者はおらず、また周辺へのゴミの投棄もほとんど見受けられず、美化衛生上の支障は特にありません。

【ペットの禁止】

ペットの持ち込みに関しては禁止しており、入り口にその旨を表示するとともに、持ち込みを発見した場合には口頭で注意するなど、再発防止に取り組んでいます。

【場内から出るゴミの対応】

場内での飲食物提供によるゴミの持ち出しや周辺への投棄もほとんど見受けられない状況にあります。

【設備等の美化】

ファミリー客用にキッズルームを設置していますが、清潔に使用されており、諸設備についても良好な環境にあると思われます。場内の清掃については、来場者の車券購入の迷惑にならないよう配慮しながら実施しています。清掃員の服装に関しても清潔に保たれているとして好評です。

【駐車場及び施設周辺の美化】

開催時前及び終了後には、駐車場のゴミ等の清掃を行っていますが、集積されるゴミ等の量はわずかであり、今までもゴミに関する苦情や問題は発生していません。

また、周辺道路についても、ゴミの散乱等が見られるときには、職員によるゴミの収集やフェンス付近の草刈を行うなど環境保全に努めています。

6. 地元対策について

【関係機関等との連携】

円滑な運営及び地域との調和を図るため、石狩市及び関係町内会並びに教育関係機関で組織する協議会等との連携を図るほか、必要に応じて連絡や協議を行うようにします。

【地場産品の活用】

石狩市内の企業のPRや地場産品の積極的な活用を行っています。

【施設の一般開放】

市民の方々から要望があった場合は、施設の利用や開放を行っています。

サテライト石狩 コロナウィルス感染拡大防止対策について

別紙②

サテライト石狩 運営状況について

- 令和2年2月27日より競輪・競馬(地方・中央)・オートレースの発売休止
- ・6月8日から競輪・オートレースの発売再開 (※施設休止 102日間)
 - ・6月17日からホッカイドウ競馬の発売再開 22日から地方競馬の発売再開
 - ・7月11日から中央競馬の一部発売再開(現在も一部制限あり)
- 令和3年5月16日～6月20日 20時までの時短営業(緊急事態宣言)
- 8月14日～9月30日 20時までの時短営業

下記のコロナウィルス感染拡大防止対策を実施しながら運営

サテライト石狩 感染拡大防止対策

- ・入場制限(240名)の実施(収容人員800名)
- ・入場時の検温・マスク着用・手指消毒の実施
- ・館内の定期的(1時間ごと)消毒・換気の実施
- ・一般席の削減(半減)・投票所前モニター前の床面サイン設置
- ・施設一部閉鎖(キッズルーム・休憩スペース)
- ・無料送迎バスの休止
- ・従事員の健康チェックの実施

～お知らせ～

コロナウィルス感染拡大防止対策のため、
当面の間、一部サービスの変更を行います。

- ・入場時は、サーモグラフィー又は非接触型の体温計にて検温を実施させていただきます。
※体温が**37.5度以上のお客様は入場をお断りします。**
- ・入場時は**マスクの着用、手指消毒**をお願いします。
マスク非着用者は入場をお断りします。
- ・お客様の間隔を確保するため、席を削減させていただきます。
- ・キッズルーム、当面閉鎖いたします。
- ・無料送迎バスは当面運行を行いません。
- ・人が触れる場所は、適宜消毒を行います。
- ・トイレのジェットタオルは使用を禁止します。
- ・咳など風邪の症状が見られる方には、声掛けを行い退場いただきます。
- ・扉等を常時開放し換気を行います。
- ・場内の混雑が予想される場合は、必要に応じ入場制限を行います。
- ・人と対面する場所には、飛沫防止シートなどを設置しスタッフはマスクを着用いたします。

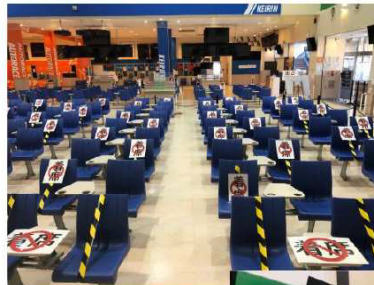
ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

施設入口(検温・手指消毒・マスク着用確認)



サーモグラフィー
(検温チェック)

観覧席・投票所前



投票所前



レストラン(入場制限)



COCOA・北海道コロナ通知システム・新北海道スタイル



従業員の健康チェック



サテライト石狩教育関係者連絡協議会総会の休止について

(令和3年10月20日 総会決定)

サテライト石狩教育関係者連絡協議会は、近隣校区の保護者・学校を代表する方を会員として、サテライト石狩場外車券売場、サテライト石狩の施設内に併設される公営北海道競馬勝馬投票券発売所「Aiba 石狩」及びオートレース場外車券売場「オートレース石狩（以下、総称して「サテライト石狩」という。）周辺の児童及び生徒の安全と生活環境を保持し、併せてサテライト石狩の円滑な運営に寄与することを目的として取り組んできました。

当部会は、平成16年5月に競輪場外車券売場の「サテライト石狩」が本市に設置されることとなったことを契機として、同年7月に設置され、周辺の交通安全、清掃風紀等環境、防犯等に関することなどについて、年1回総会において協議してきました。

しかしながら、本協議会の効果的、効率的な総会運営の方法についてサテライト石狩と事務局で検討したところ、サテライト石狩は円滑な運営を進めており、今まで周辺環境に悪影響は生じていないことや、総会では報告事項が主な内容となっていること、また年に1回の総会開催がコロナ禍で書面開催を余儀なくされており、毎年役員の交代により協議会意義の継承がさらに難しくなっている状況等を踏まえ、本協議会の活動を休止するものであります。

記

- 一 本部会はサテライト石狩が周辺環境に配慮した運営を継続しており、今後も適切な運営が見込まれることから活動を休止する。
- 二 本協議会の活動を再開する時期は、新たな本会の運営に関する重要事項の決定が必要となった時とする。
- 三 上記二における本協議会の活動再開に関する事務手続きは事務局に一任し、活動再開後の本協議会総会に報告するものとする。

以上

令和3年度下期開催日程（案）

[illegible]

サテライト石狩に係る教育関係者連絡協議会設置要綱

（目 的）

第1条 この協議会は、関係機関及び団体と連携し、サテライト石狩場外車券売場、サテライト石狩の施設内に併設される公営北海道競馬勝馬投票券発売所「Aiba 石狩」及びオートレース場外車券売場「オートレース石狩」（以下、総称して「サテライト石狩」という。）周辺の児童及び生徒の安全と生活環境を保持し、併せてサテライト石狩の円滑な運営に寄与することを目的とする。

（名 称）

第2条 本会は、サテライト石狩に係る教育関係者連絡協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（組 織）

第3条 協議会は、石狩市、石狩市教育委員会、石狩市立花川小学校、石狩市立花川中学校、北海道石狩翔陽高等学校、北海道石狩南高等学校、石狩市校長会、石狩市PTA連合会及び有限会社サテライトいしかりで組織し、それぞれの団体を代表する会員をもって構成する。

2 前項に規定する会員は、次により選出する。

- （1） 石狩市を代表する会員1名
- （2） 石狩市教育委員会を代表する会員1名
- （3） 石狩市立花川小学校を代表する会員1名
- （4） 石狩市立花川中学校を代表する会員1名
- （5） 北海道石狩翔陽高等学校を代表する会員1名
- （6） 北海道石狩南高等学校を代表する会員1名
- （7） 石狩市校長会を代表する会員1名
- （8） 石狩市PTA連合会を代表する会員3名
- （9） 有限会社サテライトいしかりを代表する会員3名

（事務局）

第4条 この協議会の事務局は石狩市企画経済部に置く。

（協議事項）

第5条 協議会は、第1条の目的達成のために、次の事項について協議を行なう。

- (1) 交通安全に関すること
- (2) 清掃風紀等環境に関すること
- (3) 防犯に関すること
- (4) その他協議会の目的達成に必要なこと

(会長及び副会長)

第6条 協議会の会長及び副会長は、会員の互選によって選出する。

- 2 会長は協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、その職務を代理する。

(任 期)

第7条 会員の任期は2年とする。但し補欠会員の任期は前任者の残任期間とする。

(総 会)

第8条 総会は通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年1回、また必要があると認められるとき及び会員から請求のあったときに臨時総会を、会長がこれを招集する。

- 2 総会の議長は会長または会長の指名したものがこれにあたる。
- 3 会長は必要があると認めるときは、関係者を総会に出席させ意見等の聴取又は指導助言等を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成16年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月14日から施行する。